

総社市給水条例施行規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第5号

総社市給水条例施行規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

総社市給水条例施行規程の一部を改正する規程（令和2年総社市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、<u>令和3年4月1日</u>から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の総社市給水条例施行規程第9条の規定は、<u>令和3年4月</u>以後の月分の連合使用者の料金について適用し、同月前の月分の連合使用者の料金については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、<u>令和2年10月1日</u>から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の総社市給水条例施行規程第9条の規定は、<u>令和2年10月</u>以後の月分の連合使用者の料金について適用し、同月前の月分の連合使用者の料金については、なお従前の例による。</p>

附 則
この規程は、公布の日から施行する。